16　児童発達支援センターの主な事業

(1) 相談支援

①総合相談

●**内　容**　お子さんの発達に関する相談を受けます。また、お子さんの状況に合わせて個別支援や小集団による支援を行います。

●**対　象**　０歳～18歳の乳幼児および児童

※定期的な親子グループと個別支援は０歳～２歳の乳幼児が対象です。

※３歳以上の定期的な支援は「(２)障害児通所支援」をご確認ください。

※重症心身障害児や医療的ケアが必要なお子さんについてもご相談ください。

②計画相談支援・障害児相談支援

●**内　容**　障害福祉サービスや障害児通所支援等の利用に向けての相談と、障害児支援利用計画の作成を行います。

●**対　象**　０歳～18歳の乳幼児および児童

●**問合せ**　総合相談　電話０３(６２７７)３１０６

計画相談支援・障害児相談支援

電話０３(６２７７)３９０３

FAX０３(６２７７)３８４４

ホームページ

https://www.city.minato.tokyo.jp/kenko/fukushi/shogaisha/jidou-hattatsu/soudan-shien.html

(2) 障害児通所支援

児童福祉法に基づき、児童の保護者とともに、障害のある児童に対し心身ともに健やかに育成するため次のような支援を行います。

※利用に当たっては、通所受給者証が必要です。

※重症心身障害児や医療的ケアが必要なお子さんについてもご相談ください。

①児童発達支援(通園：週５日のクラス<日々通園>、週２日のクラス<指定日通園>)

●**内　容**　日々の活動の中で基本的な生活習慣を身に付け、遊びを通して様々な経験を重ねます。集団の中で、個別的な関わりのもと集団生活に適応できる力を身に付けます(保育園との同日利用が可能です)。

●**対　象**　発達に遅れのある３～５歳児

②児童発達支援(グループ支援：月２回程度)

●**内　容**　活動を通してお子さんに合わせた「できる」経験を重ねることで、幼稚園、保育園等において自信を持って物事に取り組めるよう支援します。

●**対　象**　幼稚園・保育園等に通う３～５歳児

③児童発達支援(個別支援：月１～２回程度)

●**内　　容**　児童の状況に合わせて、心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による個別支援を行います。

●**対　　象**　おおむね３～５歳児

④放課後等デイサービス(月１～２回程度)

●**内　　容**　お子さんの状況に合わせて心理士、作業療法士、言語聴覚士、支援員による個別支援や小集団による支援を行います。生活能力の向上および社会性やコミュニケーションスキルを伸ばすことを目指します。

●**対　　象**　学校に就学している児童

⑤居宅訪問型児童発達支援(月２回程度)

●**内　　容**　居宅を訪問し、遊びを通して日常生活に必要な動作を経験したり、遊びの幅を広げたりします。

●**対　　象**　重度の障害等のため、児童発達支援等を受けるために外出することが困難な児童

⑥保育所等訪問支援(月２回程度)

●**内　　容**　保育園、幼稚園、学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

●**対　　象**　保育園、幼稚園、学校等に通う児童

●**問合せ**　児童発達支援　　電話０３(６２７７)３１９９
放課後等デイサービス　電話０３(６２７７)３９０９
FAX０３(６２７７)３８４４
ホームページ
https://www.city.minato.tokyo.jp/kenko/fukushi/shogaisha/jidou-hattatsu/tsusho.html